

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号		担当課	道路維持課
法令名	道路法	根拠条項	47の3-1	不利益処分の種類	違反車両の通行中止等の措置命令	
<p>(根拠条例) 道路法 (措置命令) 第47条の3-1</p> <p>道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度をこえる車両の通行に関し前条第1項の規定により附した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のため必要な措置をすることを命ずることができる。</p>						